

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 特定施設の設置許可申請
- 救急病院等の指定
- 保安林の指定予定
- 保安林の指定施業要件の変更
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始

【公告】

- 特定非営利活動法人の設立認証の申請
- 〃
- 土地改良事業施行認可申請の縦覧
- 公共測量の実施
- 〃
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

- -
 -
 -
 -
- 落札者等の決定

【海区漁業調整委員会】

- 環境管理課
- 医療推進課
- 治山課
- 〃
- 道路整備課
- 〃
- 県民生活交通課
- 〃
- 耕地課
- 監理課
- 〃
- 建築指導課
- 〃
- 〃
- 〃
- 〃
- 警察本部会計課

目次

- 第五百回岡山海区漁業調整委員会の開催

会
海区漁業調整委員

担当課（室）

◎岡山県告示第十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年一月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名称 フェニテックセミコンダクター株式会社

住所 岡山県井原市木之子町150番地

氏名 代表取締役社長 伊中 正佳

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 フェニテックセミコンダクター株式会社第一工場

所在地 岡山県井原市木之子町6833番地

平成26年1月24日 岡山県公報 第11553号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設	
種	類	65 酸又はアルカリによる表面処理施設	
能	力	シリコンウェハー約250枚/日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後約1週間	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続24時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水の通常の値及び最大の値並びに通常の量及び最大の量	区 分	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	0.4	0.8
	p H	4	4
	B O D (mg/ℓ)	5	10
	C O D (mg/ℓ)	5	10
	S S (mg/ℓ)	1	2
	油 分 (mg/ℓ)	-	-
	T - N (mg/ℓ)	40	50
	T - P (mg/ℓ)	3	5
	大腸菌群数(個/cm ³)	-	-
	ふっ素 (mg/ℓ)	1,540	1,540
	アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/ℓ)	40	50

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

平成26年1月24日 岡山県公報 第11553号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	中和処理施設ラインミキサー				同左				
種 類	ラインミキサー								
構 造	硬質塩ビ製								
主 要 寸 法	φ65mm×320mm (攪拌部分)								
能 力	30m ³ /時								
処 理 の 方 法	自動pH調整								
工 事 着 手 年 月 日	-				許可後直ちに				
工 事 完 成 年 月 日	-				着手後1週間				
使 用 開 始 年 月 日	-				完成後直ちに				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節変動がある場合はその概要	連続24時間				同左				
使用時における当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	514	566.3	514	566.3	514.4	567.1	514.4	567.1
	p H	3~5	3~5	6~8	6~8	同左			
	BOD (mg/l)	30	60	30	60				
	COD (mg/l)	30	60	30	60				
	S S (mg/l)	1	3	1	3				
	油 分 (mg/l)	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満				
	T-N (mg/l)	130	230	130	230				
	T-P (mg/l)	2	5	2	5				
	大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-	-	-				
	ふっ素 (mg/l)	4.5	7.8	4.5	7.8				
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/l)					105				

平成26年1月24日 岡山県公報 第11553号

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	フッ酸処理施設				同左				
種 類	攪拌式								
構 造	鉄製ゴムライニング								
主 要 寸 法	φ 2,600mm×H3,050mm, φ 3,000mm×H3,050mm								
能 力	12m ³ /4時間, 15m ³ /4時間								
処 理 の 方 法	凝集沈殿, ふっ素吸着								
工 事 着 手 年 月 日	-				許可後直ちに				
工 事 完 成 年 月 日	-				着手後1週間				
使 用 開 始 年 月 日	-				完成後直ちに				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節変動がある場合はその概要	断続24時間				同左				
使用時における当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	122	150.9	122	150.9	122.4	151.7	122.4	151.7
	p H	4	4	5.8~8.6	5.8~8.6	同左			
	BOD (mg/l)	5	10	5	10				
	COD (mg/l)	5	10	5	10				
	S S (mg/l)	1.0	3.0	1.0未満	1.0未満				
	油 分 (mg/l)	-	-	-	-				
	T-N (mg/l)	210	250	210	250				
	T-P (mg/l)	16	20	0.1	0.6				
	大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-	-	-				
	ふっ素 (mg/l)	1,540	1,540	6.4	7.8				
アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/l)					210				

平成26年1月24日 岡山県公報 第11553号

区 分		変 更 前				変 更 後			
工場又は事業場における施設番号		中和処理施設				同左			
種 類		攪拌式							
構 造		鉄製ゴムライニング							
主 要 寸 法		φ 2, 625mm×H3, 105mm							
能 力		50m ³ /時							
処 理 の 方 法		中和							
工 事 着 手 年 月 日		-				許可後直ちに			
工 事 完 成 年 月 日		-				着手後1週間			
使 用 開 始 年 月 日		-				完成後直ちに			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節変動がある場合はその概要		連続24時間				同左			
使用時における当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	671	797	671	797	同左			
	p H	4	4	5.8~8.6	5.8~8.6				
	BOD (mg/ℓ)	5	10	5	10				
	COD (mg/ℓ)	5	10	5	10				
	S S (mg/ℓ)	1	3	1	3				
	油 分 (mg/ℓ)	-	-	-	-				
	T-N (mg/ℓ)	14	20	14	20				
	T-P (mg/ℓ)	1	3	1	3				
	大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-	-	-				
	ふっ素 (mg/ℓ)	-	-	-	-				
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/ℓ)					7.3	12	7.3	12	

平成26年1月24日 岡山県公報 第11553号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	排水口No. 1			
	変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	1,135	1,313	同左	
p H	6.5~8.5	6.5~8.5		
BOD (mg/ℓ)	4	9.7		
COD (mg/ℓ)	4	9.7		
S S (mg/ℓ)	0.5	3.0		
油分 (mg/ℓ)	1.0未満	1.0		
T-N (mg/ℓ)	9.1	16		
T-P (mg/ℓ)	0.5	2.0		
大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-		
ふっ素 (mg/ℓ)	-	-		
アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/ℓ)			7.3	12

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成26年1月24日から同年2月14日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び井原市役所

平成26年1月24日 岡山県公報 第11553号

◎岡山県告示第二十号

次の病院等は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する救急病院等である。

平成二十六年一月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

名称	岡山大学病院
所在地	岡山市北区鹿田町二一五一一
名称	岡山済生会総合病院
所在地	岡山市北区伊福町一一七一一八
名称	総合病院岡山赤十字病院
所在地	岡山市北区青江二一一一一
名称	川崎医科大学附属川崎病院
所在地	岡山市北区中山下二一一一八〇
名称	岡山労災病院
所在地	岡山市南区築港緑町一一〇一二五
名称	総合病院岡山市立市民病院
所在地	岡山市北区天瀬六一一〇
名称	総合病院岡山協立病院
所在地	岡山市中区赤坂本町八一一〇
名称	心臓病センター榊原病院
所在地	岡山市北区中井二一五一
名称	光生病院
所在地	岡山市北区厚生町三一八一三五
名称	岡山旭東病院
所在地	岡山市中区倉田五六七一
名称	岡山西大寺病院
所在地	岡山市東区西大寺中野本町八一四一
名称	竜操整形外科病院
所在地	岡山市中区藤原二一一一

平成26年1月24日 岡山県公報 第11553号

所在地	名称
岡山市南区築港栄町二―一三	佐藤病院
岡山市久米南町組合立国民健康保険福渡病院	
岡山市北区建部町福渡一〇〇〇	
岩藤胃腸科外科歯科クリニック	
岡山市東区瀬戸町沖三四三	
岡山東部脳神経外科東備クリニック	
岡山市東区瀬戸町光明谷二〇三―一	
玉野三井病院	
玉野市玉三―二―一	
松田病院	
玉野市和田三―一―二〇	
備前市国民健康保険市立備前病院	
備前市伊部二二四五	
瀬戸内市立瀬戸内市民病院	
瀬戸内市邑久町山田庄八四五―一	
赤磐医師会病院	
赤磐市下市一八七―一	
北川病院	
和气郡和气町和气二七七	
川崎医科大学附属病院	
倉敷市松島五七七	
倉敷中央病院	
倉敷市美和一―一―一	
倉敷成人病センター	
倉敷市白楽町二五〇	
しげい病院	
倉敷市幸町二―三〇	
倉敷記念病院	
倉敷市中島八三一	

平成26年1月24日 岡山県公報 第11553号

名称	倉敷第一病院
所在地	倉敷市老松町五―三―一〇
名称	松田病院
所在地	倉敷市鶴形一―三―一〇
名称	水島第一病院
所在地	倉敷市神田二―三―三三
名称	総合病院水島協同病院
所在地	倉敷市水島南春日町一―一
名称	倉敷スイートホテル
所在地	倉敷市中庄三五四二―一
名称	水島中央病院
所在地	倉敷市水島青葉町四―五
名称	玉島中央病院
所在地	倉敷市玉島中央町一―四―八
名称	玉島協同病院
所在地	倉敷市玉島柏島五四―七
名称	玉島第一病院
所在地	倉敷市玉島一―三―四―一
名称	藤沢脳神経外科病院
所在地	倉敷市玉島勇崎五八七
名称	児島中央病院
所在地	倉敷市児島小川町三六八五
名称	倉敷市立児島市民病院
所在地	倉敷市児島駅前二―三―九
名称	まび記念病院
所在地	倉敷市真備町箭田一―二―八
名称	森下病院
所在地	倉敷市駅前一―六―一
名称	薬師寺慈恵病院
所在地	倉敷市総社一―一七―二五

平成26年1月24日 岡山県公報 第11553号

名称	金光病院
所在地	浅口市金光町占見新田七四〇
名称	笠岡市立市民病院
所在地	笠岡市笠岡五六二八一
名称	笠岡第一病院
所在地	笠岡市横島一九四五
名称	笠岡中央病院
所在地	笠岡市笠岡五一〇二一一四
名称	井原市立井原市民病院
所在地	井原市井原町一一八六
名称	井原中央病院
所在地	井原市井原町三二七三
名称	小田病院
所在地	井原市井原町五八二
名称	菅病院
所在地	井原市井原町一二四
名称	矢掛町国民健康保険病院
所在地	小田郡矢掛町矢掛二六九五
名称	高梁中央病院
所在地	高梁市南町五三
名称	大杉病院
所在地	高梁市柿木町二四
名称	高梁市国民健康保険成羽病院
所在地	高梁市成羽町下原三〇一
名称	金田病院
所在地	真庭市西原六三
名称	総合病院落合病院
所在地	真庭市落合垂水二五一
名称	勝山病院
所在地	真庭市本郷一八一九

平成26年1月24日 岡山県公報 第11553号

名称 近藤病院

所在地 真庭市勝山一〇七〇

名称 中山病院

所在地 真庭市久世二五〇八

名称 田尻病院

所在地 美作市明見五五〇一

名称 芳野病院

所在地 苫田郡鏡野町吉原三一二

名称 鏡野町国民健康保険病院

所在地 苫田郡鏡野町寺元三六五

二 有効期限

平成二十九年一月三十一日

附 則

この告示は、平成二十六年二月一日から施行する。

◎岡山県告示第二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成二十六年一月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

井原市芳井町下鴨字田淵ノ上二五五九一、二五六六、二五六七、二五八一―一、二五八二

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び井原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年一月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

倉敷市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

倉敷市（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

倉敷市（次の図に示す部分に限る。）

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び倉敷市役所に備え置いて縦覧に供する。）

平成26年1月24日 岡山県公報 第11553号

◎岡山県告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三七四号
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
美作市奥字兵衛地一	二六六番一地先から 美作市奥字土居ノ内一	新	一〇・〇〇 一〇・〇〇	三四〇・〇
美作市奥字兵衛地二	二六六番一地先から 美作市奥字土居ノ内一	旧	七・〇〇 一・〇〇	三四〇・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 久世中和線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

平成26年1月24日 岡山県公報 第11553号

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 中西川線
- 三 道路の区域

区	域
新旧	
幅員	
延長	

区	域	
旧	新	新旧別
四・〇 〇 二二・五	九・〇 〇 四九・〇	幅員 (メートル)
六九七・〇	六九七・〇	延長 (メートル)

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 長屋賀陽線
- 三 道路の区域

区	域	
旧	新	新旧別
四・六 〇 一七・六	八・四 〇 一一・〇	幅員 (メートル)
二九二・〇	二九二・〇	延長 (メートル)

久米郡美咲町里字長畝一二九四番三地先 から 久米郡美咲町里字長畝一二九四番五地先 まで	久米郡美咲町里字長畝一二九四番三地先 から 久米郡美咲町里字長畝一二九四番五地先 まで	
旧	新	別
一一・六〇 一二・五〇	一六・六〇 四二・九〇	(メートル)
一〇・〇〇	一〇・〇〇	(メートル)

平成26年1月24日 岡山県公報 第11553号

◎岡山県告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

県道				道路の 種類	路線名	区 間	供用開始 年月日
中西川線	長屋賀陽線	久世中和線	北房井倉哲 西線			新見市土橋字今市三二六九番一地先から 新見市草間字モリヒラ二〇三一番一地先まで	平成二十六 年一月二十 四日
						新見市唐松字国司一〇九七番一地先から 新見市唐松字唐地屋敷一〇六〇番一地先まで	
						久米郡美咲町里字長畝一二九四番三地先から 久米郡美咲町里字長畝一二九四番五地先まで	

〔二五〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十六年一月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十六年一月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人りんごのき

三 代表者の氏名

中原 昌子

四 主たる事務所の所在地

倉敷市連島二丁目一三番一七

五 定款に記載された目的

この法人は、保健・医療・福祉・教育・労働などの各分野にわたる支援活動を実践することにより、発達障害児・者を主とした障がい児に対して、自立支援や療育、保育、就労支援などの支援をおこなうことで、障がい者を取り巻く環境の改善及び向上を図り、心身ともに安心して暮らせる社会づくりに貢献することを目的とする。

〔二六〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があつた。

平成二十六年一月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十六年一月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人国際看護支援協会

三 代表者の氏名

近藤 章浩

四 主たる事務所の所在地

岡山市北区北長瀬本町二〇番一二号

五 定款に記載された目的

この法人は、外国人の看護業務従事希望者に対して、資格の修得及び従事に関する事業を行い、国際協力並びに国内医療及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

平成26年1月24日 岡山県公報 第11553号

〔二七〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に備前県民局長に申し出ることができる。

平成二十六年一月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請者

児島湾土地改良区理事長

二 地区名

北七区6条2（農業基盤整備促進（農業用排水施設）事業）

西七区3-4条（

）

三 縦覧に供する書類

土地改良区定款

事業計画書

四 縦覧の期間

平成二十六年一月二十四日から同年二月十四日まで

五 縦覧の場所

備前県民局農林水産事業部

平成26年1月24日 岡山県公報 第11553号

〔二八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、津山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十六年一月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

津山市西吉田地区	測量区域
公共測量（農山漁村活性化プロジェクト交付金西吉田地区 確定測量業務）	測量の種類
平成二十六年一月七日から同 年三月十四日まで	測量期間

平成26年1月24日 岡山県公報 第11553号

〔二九〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、（仮称）河本土地区画整理組合設立準備委員会から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつた。

平成二十六年一月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

赤磐市内	測量区域
公共測量（基準点測量、水準測量）	測量の種類
平成二十六年一月十七日から 同年三月三十一日まで	測量期間

平成26年1月24日 岡山県公報 第11553号

〔三〇〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年一月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字拾ノ割六一七一五、六一七一八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町前潟五一八 シテイハイム早島A一〇二

林 治広

三 許可番号

岡山県指令建指第三二八号

平成26年1月24日 岡山県公報 第11553号

〔三一〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年一月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市北溝手字上仲田四四二一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区下中野七〇五―一〇五 アルファームA―一〇二

友野 彰洋

三 許可番号

岡山県指令建指第二六九号

平成26年1月24日 岡山県公報 第11553号

〔三二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年一月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

二 都窪郡早島町前潟字三軒地一〇二一―一〇、一〇二一―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町早島四二二七―二五 中山マンションⅡ二〇二

石原 政俊

三 許可番号

岡山県指令建指第二八五号

平成26年1月24日 岡山県公報 第11553号

〔三三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年一月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字三軒地一〇二一一九、一〇二一一二、一〇二一一三、一〇

二一一四、一〇二一一五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町前潟二四七 p a p a s A棟二〇二

寺元 英一

三 許可番号

岡山県指令建指第二八六号

〔三四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年一月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市下林字法蓮一二七八―四、一二七八―六、一二八六―七、一二八六―九、一二八六―一〇

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央五丁目五―一〇三

鈴木 俊考

三 許可番号

岡山県指令建指第二八九号

平成26年1月24日 岡山県公報 第11553号

〔三五〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十六年一月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 借入件名及び数量

IC免許証記載事項確認装置 三十台

二 借入期間

平成二十六年三月一日から平成三十一年二月二十八日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部交通部運転免許課

岡山県岡山市北区御津中山四四番地三

四 落札者を決定した日

平成二十五年十一月二十八日

五 落札者の氏名及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社岡山営業所

岡山県岡山市北区磨屋町一番六号

六 落札金額

一月当たり三三三、二七〇円（うち消費税額及び地方消費税の額一五、八七〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

平成二十五年十月十一日

◎岡山海区漁業調整委員会公示第五号

岡山海区漁業調整委員会事務規程第五条第一項の規定により、第五百回岡山海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

平成二十六年一月二十四日

岡山海区漁業調整委員会

会長 奥野雄二

一 日時 平成二十六年一月三十日（木）

午後二時から

二 場所 岡山市北区下石井二丁目六番四一号

ピュアリテイまきび

TEL(〇八六)二三二一〇五一

三 議題

第一号議案 岡山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について

第二号議案 関係各連合海区漁業調整委員会について